

京都市市税条例の一部を改正する条例（平成23年6月10日京都市条例第6号）
（行財政局税務部税制課）

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 個人の市民税

住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができることとします。（附則第24条関係）

2 固定資産税及び都市計画税

(1) 被災代替住宅用地の特例

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成23年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「被災住宅用地」という。）の所有者等が、平成33年3月31日までの間に、当該被災住宅用地に代わるものと市長が認める土地を取得した場合における当該取得された土地で新たに固定資産税及び都市計画税が課されることとなった年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該取得された土地のうち被災住宅用地に相当する土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の規定を適用することとします。（附則第25条関係）

(2) 被災代替家屋の特例

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が平成33年3月31日までの間に当該滅失し、又は損壊した家屋に代わるものと市長が認める家屋を取得し、又は改築した場合における当該家屋に対して課する固定資産税及び都市計画税について、特例の適用を受ける部分に係る税額を最初の4年度分につき2分の1、その後の2年度分につき3分の1を減額する特例措置を講じることとします。（附則第25条関係）

上記1の改正は平成24年1月1日から、上記2の改正は公布の日から施行することとしました。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年6月10日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 6 号

京都市市税条例の一部を改正する条例

第1条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第24条を附則第25条とし、附則第23条の次に次の1条を加える。

(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例)

第24条 法附則第56条第10項に規定する土地に対して課する同項に規定する年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該土地のうち同項に規定する被災住宅用地に相当する土地として政令で定めるものを住宅用地とみなして、この条例の規定(第59条第1項及び第2項の規定を除く。)を適用する。この場合において、第44条の2第2項中「法第349条の3の2第2項」とあるのは、「法附則第56条第10項の規定により読み替えて適用される法第349条の3の2第2項」とする。

2 法附則第56条第11項に規定する家屋に対して課する同項に規定する年度分の固定資産税及び都市計画税については、同項に規定するところにより控除すべき額をその税額からそれぞれ減額する。

第2条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則中第25条を第26条とし、第24条を第25条とし、第23条の次に次の1条を加える。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例)

第24条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の2及び第5条の3の規定の適用については、附則第5条の2第1項及び第5条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第4

1条の2の2」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(行財政局税務部税制課)